

第3章 計画の推進

第1節 各主体の役割

本計画を着実に推進し、施策体系ごとの将来像を実現していくためには、県が施策を実施するだけではなく、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場に応じて自主的、積極的に取組を進める必要があります。

また、全ての主体はお互いに協力し合い、持続可能な地域づくりに向けた行動を取ることが必要です。

本計画を着実に推進するために各主体及び県の果たすべき役割は、次のとおりです。

1 県民

我々の日常生活は、直接的、間接的に環境へ負荷を与えており、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の一因になっています。

これは、制度的、技術的な面から環境の保全を図るだけではなく、県民一人ひとりが日常生活を見直し、環境負荷を減らすことが、地域の環境や地球環境の保全に貢献する第一歩となることを示しています。この事を県民一人ひとりが認識し、日常生活において、できるだけ自主的・積極的に環境に配慮した行動を心がける必要があります。

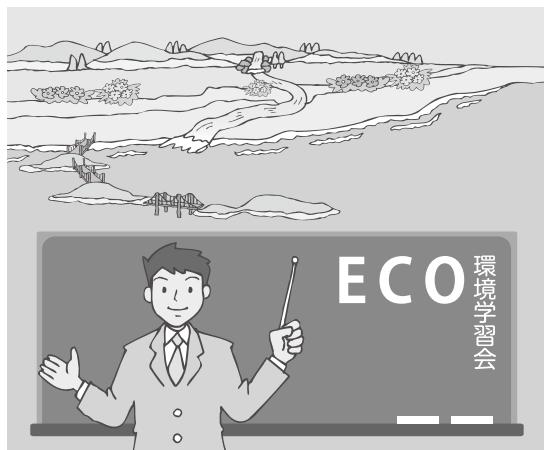
このため、県民は、事業者、県、市町等との協力・連携を図り、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

- エネルギー、資源の無駄使いをなくし、省エネルギー・省資源型のライフスタイルの確立に努めること。
- 太陽光発電、太陽熱利用施設など地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、エコカー、省エネ家電等を積極的に導入した環境への負荷の少ない暮らしづくりに努めること。
- 3Rを意識した商品の購入やリサイクル製品の利用に努めること。
- 環境への負荷の少ない商品やサービスを選択する消費者（グリーンコンシューマー⁵¹）であるよう心がけること。



51. グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者。

- 濑戸内海や中国山地を始めとする本県の豊かな自然や景観を大切にし、積極的にふれあい、その保全に努めること。
- 環境問題に関心を持ち、地域の一員として環境教育・学習及び環境活動への積極的な参画に努めること。

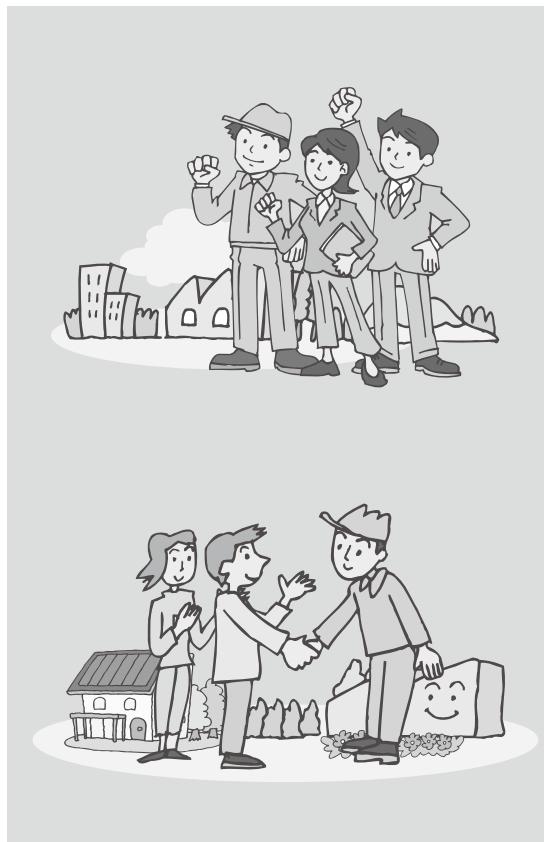


2 事業者

事業者は、従前からの公害問題の解決へ真摯な取組を続けることにより、公害防止の観点から環境保全において成果を上げてきましたが、地球温暖化問題、生物多様性問題などの新たな課題に対応した事業活動を行うことが求められています。

このため、事業者には、環境に配慮した事業活動を実施し、事業活動並びに製品及びサービスに環境配慮を織り込み、環境負荷を低減することや、事業者としての社会的責任を認識し、県民、県及び市町との連携を深め、地域の一員として環境保全に関する活動等に積極的に参画及び協力していくことが期待されます。

- 事業活動に伴い消費するエネルギーや、汚染物質の排出を低減するため、原料採取から、製造、流通、販売、消費、廃棄等までのトータルで環境への負荷の少ない製品づくり、サービスの提供に努めること。
- 水環境や森林・都市内緑地などの緑の保全や野生生物の生息地・生育地の保護・保全等に配慮すること。
- 建築物や土木構造物の新築・改築にあたっては、周囲の自然環境や歴史的・文化的に特徴のある街並みとの調和を保ち、優れた景観の形成に努めること。
- 地域住民等との協力を進め、リサイクル活動や緑化活動など地域における環境保全活動に地域の一員として積極的に参画・貢献すること。



3 行政

(1) 県の役割

県は、本計画に掲げる基本理念、目指す姿（将来像）及びそれを実現するために、広域的な取組を推進し、市町、県民、事業者等の各主体間の連携促進や取組を支援し、その活動基盤の整備に努める役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、基本計画を着実に推進するとともに、各種の課題や分野に応じた個別の計画・構想等を策定することにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。

なお、施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町、国、関係府県等と連携し、基本計画に定める各種の環境の保全及び創造に関する施策の方向に基づいた施策を効果的に実施するよう努めます。

また、県は事業者・消費者の立場から、環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

(2) 市町の役割

本計画を推進するためには、地域における取組が非常に重要であり、地域住民と距離が最も近い市町には大きな役割が期待されます。

県、住民、事業者等と連携し、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する施策を実施します。

また、県と同様に事業者・消費者の立場から環境への負荷の少ない行動を率先して実行します。

第2節 環境の状態等を図る指標

環境の状態等を図る指標は、年度ごとの点検・評価において、現況値の把握を行い、環境の状況を客観的に把握するために設定します。

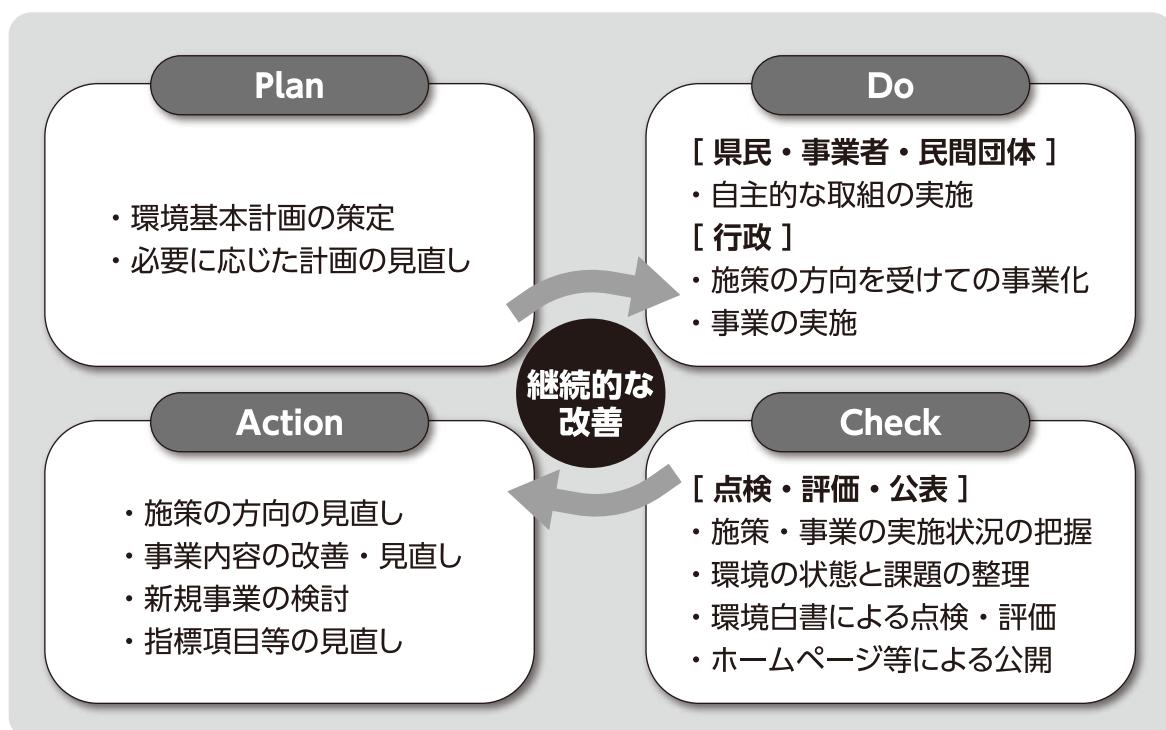
指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即したものであるよう必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、常に県民、事業者等との密接な相互連携や県内各市町、関係部局と連携を図り、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。

また、計画に掲げられた基本理念、基本計画の達成に向けた取組を総合的に点検・評価し、その結果を踏まえ、計画の適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の柔軟かつ適切な推進は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、計画の策定(Plan) ⇒ 計画の実施(Do) ⇒ 事業の実施状況の点検・評価(Check) ⇒ 事業内容等の改善・見直し等(Action)という一連の手続きに沿って行います。



1 環境白書等による毎年度の評価の実施

年度ごとに、各施策や事業の取組状況及び環境の状態の把握により、計画の点検・評価を行います。環境の状態等は、指標により客観的に把握します。

点検・評価の結果は、環境白書やホームページ等を活用して広く県民等に公表し、意見・提言を求めます。

2 必要に応じた計画の見直し

社会情勢の変化や環境問題に関する新たな課題の発生、科学技術の進歩及び科学的知見の変化など、計画策定時に想定されていない事象等に的確かつ柔軟に対応する必要が生じた場合には、隨時、本計画の改善・見直しを行っていくものとします。